

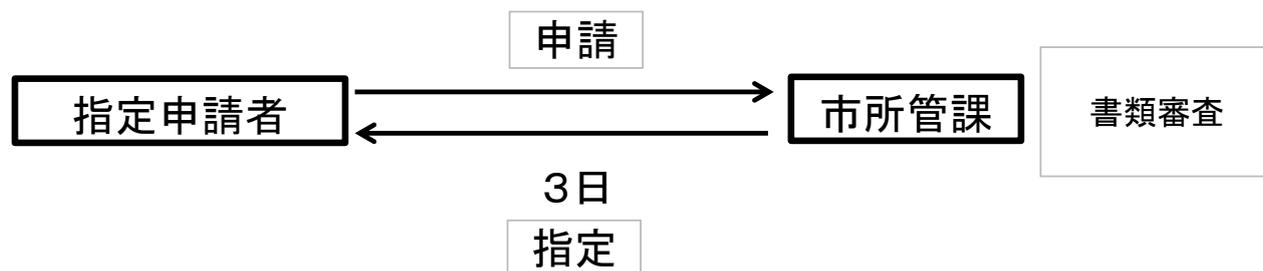
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 221

処 分 名	捕獲人の指定	
処 分 の 概 要	犬の捕獲を行う者を指定する。	
根 拠 法 令 名	松山市狂犬病予防法施行細則(平成12年規則第36号)	
条 項	第4条第1項	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	3日	
標 準 処 理 期 間	計	3日
判 断 基 準	<p>松山市狂犬病予防法施行細則第4条第1項に該当する者の申請であること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>○松山市狂犬病予防法施行細則 (捕獲人) 第4条 法第6条第2項の規定による捕獲人の指定を受けようとする者は、捕獲人指定申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。 2 捕獲人は、法第3条第1項の規定による狂犬病予防員(以下「予防員」という。)の指示を受け、犬の捕獲を行わなければならない。 3 市長は、捕獲人が予防員の指示に従わず、又は不正行為をしたと認められるときは、その指定を取り消すことができる。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。